

## 第11回 医療・介護・保育ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成29年3月15日（水）15:30～17:41

2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階1214会議室

3. 出席者：

（委員）林いづみ（座長）、江田麻季子（座長代理）、大田弘子（議長）、  
安念潤司、森下竜一

（専門委員）川淵孝一

（政府）松本内閣府副大臣、羽深内閣府審議官

（事務局）田和規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、中沢参事官

（説明者）公益社団法人全国老人福祉施設協議会 瀬戸副会長、  
梶田介護保険事業等経営委員会委員長、天野事務局長

（厚生労働省）社会・援護局 石垣福祉基盤課長  
老健局 佐藤高齢者支援課長

4. 議題：

（開会）

議題1：介護サービスの提供と利用の在り方について

議題2：社会福祉法人制度改革について

（閉会）

5. 議事概要：

○中沢参事官 それでは、お時間となりましたので、ただいまより「規制改革推進会議第11回医療・介護・保育ワーキング・グループ」を開催いたします。

皆様におかれましては、御多忙の中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日は土屋専門委員、戸田専門委員が御欠席となっております。

また、本日、松本副大臣、大田議長にも御出席をいただいております。

さて、本日の議題は、お手元の議事次第にありますとおり2件でございます。

1件目は「介護サービスの提供と利用の在り方について」、2件目は「社会福祉法人制度改革について」であります。

では、ここからの進行は林座長、よろしく願いいたします。

○林座長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に移りたいと思います。

最初の議題は、先ほど御紹介のありましたとおり「介護サービスの提供と利用の在り方について」です。

前回、2月28日のワーキング・グループに引き続きまして、施設介護サービスの総点検の一環として、全国老人福祉施設協議会より、瀬戸雅嗣副会長様、梶田和平介護保険事業等経営委員会委員長様、天野尊明事務局長様にお越しいただいております。

これまで、当ワーキング・グループにて議論してまいりました諸課題などに対するお考えを中心に、資料1に沿って御説明をお願いいたします。

○全国老人福祉施設協議会（瀬戸副会長） ただいま御紹介をいただきました、公益社団法人全国老人福祉施設協議会の副会長の瀬戸と申します。

今日はこういう場を与えていただきまして、ありがとうございます。

資料1に沿いまして、まず私から説明をさせていただいて、その後、梶田から補足説明等をさせていただきたいと思っております。

2ページ、今日三つお話をさせていただきたいのが、1. が情報開示と第三者評価、特に受審率が低い第三者評価について、どう思うかということに関してのお話です。2. が介護サービスの多様な選択、いわゆる保険給付と保険外サービスの組合せについて、施設サービスでどう考えるかということです。3. が、今、座長からありましたように、施設介護サービスの総点検ということで、施設サービスについての今の課題等をお話しさせていただきたいと思っております。

3ページ、情報開示と第三者評価についての目次でございます。

4ページ、まず、基本的に受審率が低調だと言われている第三者評価ですが、そのもの見直しが必要ではないかと考えています。社会福祉法人であれば社会福祉法人の監査、あるいは社会福祉施設・介護保険事業所の実地指導・監査、第三者評価、介護サービスの情報公表開示といった、目的は違うのですが、内容が非常に似ている様々な監査や評価がありまして、「加重的な事務負担」と書いていますけれども、事務方としては、いろいろな作業が重なって大変加重なものになっていると思っております。ですから、これらのことを一定程度整理して統一的なものにするか、あるいは事業者にとって加重的な負担とならないような運営の見直しというものが必要かと考えております。

その見直しを踏まえた上で、第三者評価の受審率を上げるためには幾つかの方策が考えられると思います。例えば受審側の費用を一部負担するような、これは東京都などはやられていて、東京都が一番受審率が高いのですけれども、受審の補助制度等を考えることで、受審率の向上は考えられるのかなと思っております。

5ページ、いわゆる保険給付と保険外サービスの組合せに関しての意見でございます。

6ページ、基本的に施設サービス、特別養護老人ホームを始めとした施設サービスは、常に利用者の生活全般を施設サービスとして支えておりますので、包含的にサービス提供がされています。この意味において、保険内・外という考えが惹起というか、想定しづらいとか、想定し得ないと考えております。

ただ、基本的に介護保険では施設サービスではありませんけれども、入居型サービスである特定施設における生活介護に関しては、経営実態調査においても介護料収入以上に保

除外の事業収入で確保しているという実態もございますし、実際、要介護度3以上の高齢者への介護給付費サービスは、サービス付き高齢者向け住宅のほうがより多く給付されているとなっておりますので、これらを少し考えるべきではないかと思っております。政府として、現在、介護給付費等の適正化という形で抑制が図られていますけれども、こうした問題に関して少し検討する必要があるのではないかと思います。

次のページがそれに関しての資料でございますし、上のほうが小規模多機能と特定施設における生活介護の比較ですけれども、右側が特定施設入居者生活介護ですが、保険外の利用料で50.3%、半分以上は保険外の利用料で現在も賄っているという状況ははっきりしています。下のほうが介護度別の介護給付費の給付状況ですけれども、左から居宅サービスは在宅にいる方、特養、有料老人ホームの住宅型、サ高住の指定なしというのは、特定施設の指定を受けていない事業所、つまり住宅型もサ高住の指定なしも在宅サービスと同じ扱いになっております。どれぐらい給付されているか、これは大阪府の資料なのですが、例えば要介護5で言えば、居宅サービスで23万7,000円、特養で26万9,000円、有料は33万7,000円、サ高住だと33万1,614円という額で、実際に特別養護老人ホームよりも有料老人ホーム、サ高住等のほうが保険給付をより多く受けている、利用者負担を含めて保険給付がたくさんされているという実態がありますので、この辺のところの検討も必要になってくるのではないかと考えております。

続きまして、8ページ以降が施設介護サービスの総点検の部分です。

9ページ、特別養護老人ホームに関しましては、当然、介護保険による介護保険の事業所と老人福祉法による老人福祉施設として位置付けられておりまして、例えば緊急のやむを得ない措置等の受入れですとか、低所得者を含めて全ての利用者の生活全般を支えておりまして、先ほど申し上げたとおり、包含的にサービスの提供を行っていますので、基本的にそのベースを崩すべきではないと考えております。

また、入居要件が要介護3以上に27年度から限定されておりますけれども、待機者自体がどうなっているのかは調査中ということでございますが、一部影響が出ていることは我々の「月刊老協」のほうでもそのことは述べさせていただきました。ただ、地域のニーズに応じた施設整備等によってマッチングが進んで、待機者が減ること自体は、サービス量が増えて利用者の利便性が高まって利用しやすくなっているということで、決して悪いことではないと考えておりますし、単純に純粋に重点化のみの影響を図ることが困難であることは留意すべきではないかと考えます。よく待機児童問題は待機児童ゼロと、ゼロを目指すのがいいことで、待機者がいることがいいことではないわけですから、それと同じように待機者が少ないということはいいことではないかと考えています。

また、総点検という意味であれば、先ほどの有料老人ホームですとか、サービス付き高齢者向け住宅の供給量の調整ですとか、その辺のところは重要ではないかと思っております。

視点は変わりますけれども、四つ目のポツですが、国として、現在、特別養護老人ホームはユニット型と言われている施設整備を基本的に進めています。一方で、地域によって

は十分な年金収入を有していない場合で、ユニットはちょっと高めの設定になっていますので、なかなか入れない場合ですとか、あるいは限られた資源を有効に活用していく観点では、養護老人ホームですとか軽費老人ホームといった既存の老人福祉施設の活用ということが視点として重要なのではないかと考えています。

ところが、この低所得者を対象とした施設は、大変意義があるのですが、例えば養護老人ホームについては、これは自治体の措置ですから、措置をすると措置費という自治体のお金がかかるので措置を行わない「措置控え」と言われているような課題が現在あります。

また、軽費老人ホームについては、現在類型として4類型あるのですが、そのうち基本的にケアハウスに一本化されていまして、軽費老人ホームの従来あったA型、B型が、基本的には類型から外れておりますので、建て替えをしようとしてもA型からA型に建て替えはできません。ケアハウスにすることで利用料が上がってしまい利用者が困る。そういうことが出てきている実態がございます。是非、こここのところに少しメスを入れていただければと思っております。その辺のところの資料が次のページからでございます。

10ページ、特養のユニットの整備を基本的に進めますということで、(三)ですが、地域密着型の特養あるいは老人保健の施設のうちで、参酌標準の50%以上で、特養に限って言えば70%以上ユニットにするというのが厚労省の方針でやっていますので、基本的に利用料が高めの設定のユニットしか作っていかないととなっております。

11ページ、上のほうは現在の構成比がどれぐらいになっているのかということでございます。下のほうが、では、どれぐらいの金額で入れるのかという比較でございまして、一番右側に国民年金の平均月額5万4,497円、国民年金しか入っていない方は、この額を毎月得ているわけですが、それですと、段階がありますので、この表は補足給付を受けられる一番高い人たちが第3段階と言われている人たちの場合の月額ですが、この5万4,497円で支払えるのは、多床室の要介護1から4までで、残りは国民年金しかなければ結構厳しい状況、特にユニット型ですと8万円以上の額がありますので、現在、ユニットだけを進めていますので、金額的にもかなり厳しい状況、現在もこうなっているということでございます。

12ページ、これはもう御存じだと思いますけれども、上のほうは養護老人ホームと軽費老人ホームの違いでございまして、ここは省きまして、課題として、以下のような問題と書いています。要介護高齢者を受け入れることは可能なのですけれども、自治体によって、要介護度が自立でなければ入居できない、最初から要介護度があると使えませんというようところがあったり、自治体の財政逼迫の結果、十分な建て替え資金がないということもあります。

それから、これは厚労省から出されているQ&Aにおいて認められている多床室の養護老人ホームにおける一般型特定施設、養護老人ホームも介護保険の一般型特定施設をとれるのですけれども、ただ、自治体によっては、多床室では認めませんというところがあったり、低所得者が入居する施設でありながら、軽費老人ホームに生活保護受給者が入居できない

扱っている自治体もあつたりして、様々な課題があります。

13ページ、現在の養護老人ホームの入居の状況、定員による入居状況でございます。御存じのように措置でやりますので、市町村が措置しなければ入居できないので「自治体の担当者が措置制度を理解していない結果」と書いていますが、理解していても、先ほど申しましたように措置費がかかるというような理由等も含めて、真に措置が必要であっても利用されていないのではないかと。全国平均が定員に対して87%の稼働率といいますが、入居率でございます、都道府県別に非常に地域差がありまして、一番高いのは東京都123%、これは東京都以外のところに措置することで100%を超えてしまうということですから、東京都民が別の県のところに措置されていることを含めると100%を超えてしまうのですが、平均の87%以下のところも半分以上ありまして、一番低いところは、大阪府の35.1%しか入居していないという状況で、もったいないといえどももったいない状況が現在もあります。

次のページが、今度はケアハウス、軽費老人ホームに関してですが、色の濃いほうの下のほうの基準、これは厚労省の局長通知ですが、3行目の真ん中あたりです。「3類型が規定されていたところであるが、今後はケアハウスに一元化していく観点から、旧通知におけるケアハウスに係る規定を基準の本則として定め、軽費老人ホーム（A型）及び軽費老人ホーム（B型）に係る規定に関しては、現に存する施設のみに適用する」ということで、附則で賄っているということで、基本的にはケアハウスに一本化するということになっております。

次のページ、軽費老人ホームはもうA型自体は現在しか駄目なので、老朽化しているところも多くありますので、建て替えをしなければならぬときには、ケアハウスにしかできません。ただ、補助金がなかったり、経過的措置なので、軽費老人ホームA型の建て替えは認められていませんので、A型で改修もしくは建て替えの計画が立てられない、そういうところが8割以上存在していますし、建て替えの「予定あり」と答えた施設のうちでも半分が部分改修でつないでいて、全体の建て替えは厳しいですということです。これは建て替えによる資金繰りが困難であることと、本人負担の増、ケアハウスのほうが利用者負担が高いので、A型からケアハウスに転換すると、入居者は望まないで、建物がケアハウスになったことだけで本人負担が上がってしまう。そこをカバーできないということがございます。

それらの意見が下のほうに幾つか書かれていますけれども、五つ目のポツのところ、全面改修するとケアハウスに変更しなければならず、そうすると利用料が高くなる。その次、建て替えをすると現在の軽費A型のままでは存続できないというようなことで、一番下の全面改築後にA型のまま残れる道を作ってほしいというのが、事業者からの意見でございます。

16ページにも同じような意見が幾つかあります。三つ目のポツで、軽費A型は絶対に必要。年金受給額が少ない人が多いので、生保の方も受け入れていますので、これらの方を受け入れることがなくなってしまうだろうと。

五つ目のポツですが、軽費A型は、低所得者の独居老人などの受皿としての役割はもとより、様々な介護サービスを併用し、従来より介護度の高い方で、介護施設待機者などのセーフティーネットとしての役割も担っているということもありますので、A型、B型の存続というものも検討していただければと思います。

最後のページが、A型の入居者像でございますが、基本的には特養との比較をしています。要介護度では自立が半分以上ですが、要介護を持っている方もいらっしゃいます。障害高齢者の日常生活自立度ですが、Jというのが自立で一番、J-1というのが一番自立ということですが、J-1、J-2でほぼ半分以上、一方、認知症の自立度に関しましては、非該当の方が半分以上という状況です。そういう状況ですが、ただ、所得階層を見ると、ほぼ同じように市町村民税非課税世帯が特養でいえば80%、軽費A型では76%と、所得階層でいえばほぼ同じような方がいまして、これらの方の受皿として、軽費老人ホームA型の存続ということも、是非検討していただければと思います。

資料は以上で、残りは梶田のほうから何かあれば。

○全国老人福祉施設協議会（梶田委員長） 今、説明しましたとおり、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、社会福祉法人が経営するもしくは地方自治体が経営するという形でございます。今、社会福祉法人立のこれらの施設の一番の懸念というのは、いわゆる低所得者の方にどう使っていただけるような形を存続していくのか。そうしますと、ユニット型の特別養護老人ホームに入れる方、所得層から考えていきますと、いわゆる国民年金層の方ではちょっと難しい。そうすると、地方に行きますと、国民年金の方が非常に多いですので、地方では、ユニット型だけでは低所得者対策はできない。しかも、地方の養護老人ホーム等につきましては、なかなか市町村が措置をしなくて、結構空いているところが出てきている。非常に資源の無駄遣いが起こってきている。しかも、従来型の特別養護老人ホームを建て替えしようとしても、補助金は付かないし、その財源というのは、利用者からお部屋代としてもらえる部分のごく僅かですので、それで、借入金の償還財源が作れなくなってくる。それで、結局は建て替えもできない、そのまま継続するには老朽化し過ぎている実態が、これからかなりのところで起こってくると思います。

養護老人ホーム、軽費老人ホームのA型などは、正にそういう問題が起こっていて、事業を継続していく上でどうすればいいのかという大きな課題が、今、課せられてきている。社会福祉法人自体がいろいろな今回の改革で、4月1日から変わっていきます。それ自体は、情報公表とか、国民目線で見るといろいろないい点はあるのですが、事務的な問題とか、いろいろな面から言うと、社福に掛かっている、介護保険事業者に掛かっている事務的な煩雑さというのは、すごく増してきています。単に指導監査といっても、例えば地域密着型でしたら市町村が指導監査を行う。それで、県の指定のところは県が来て指導監査を行う。そうすると、数の上では一つと書いていますけれども、実際には何市町村もが出入りするような施設が出てきてしまいます。いろいろな意味で、情報公表とか第三者評価のほうまでできないというのは、金額的な面もあるのですが、事務的に追い

つかないというのも一つの要因になっています。どんどんどんどん複雑化してきているというのは確かで、介護保険の制度上も簡素化問題というものはあるのですが、逆に例えば地域支援事業一つ、総合事業が始まることによって、物すごく事務量が発生してきている。現場のほうの細かな部分から言うと、非常に苦慮している問題がたくさん出ています。そこら辺を御理解いただけたらと思います。

御質問等がございましたら、それでお答えしたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○林座長 ありがとうございます。

施設サービスの担い手の皆様から現場の課題を、本当に貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございます。

それでは、ここからは皆様から質問、御意見等をよろしく願いいたします。

川渕専門委員、どうぞ。

○川渕専門委員 非常に勉強になりました。

私は二つぐらい質問があります。実はいわゆる医療・介護一括法案上程時に、私も参考人として15分ぐらいしゃべった覚えがあるのですが、そのときも議論になったのが特養の入所者を原則要介護度3以上にすることによって、本当は特養に入るべき人たちが、ややもすれば難民化するのではないかというような御懸念です。与党、野党関係者の質問が出たのですけれども、そこはどうかのかなということが1点目です。

もう一つは、軽費A型の維持や建て替え、それから、一種の救貧施設たる養護老人ホームを維持しようと思ったら一定の財源が必要なのですが、それは割高になっているサ高住と有料老人ホームの給付を少し適正化すれば、そこから財源が出てくるのではないかと、このような理解でいいのでしょうか。

○全国老人福祉施設協議会（榊田委員長） まず、待機者の要介護度3以上の問題という部分ですけれども、これは地域で物すごく差が出てまいりました。だから、1、2の方は基本的には入りませんという形ですので、受付してもらうのも難しいところはあります。ただ、大部分、地方のほうは、逆に市町村あたりが顔が見える関係で、その方の状態というのも担当者の方が把握されている場合も多いですし、地域包括支援センターでも把握されていますので、1、2であつても入所が必要な方というのは、地域包括支援センターのほうから回ってまいりますので、オーケーになるケースというものもあります。ただ、優先順位の問題がどうしても出てまいりますので、点数化して、特養のほうで入所するときには、では、要介護1、2の方を上位に持っていけるのかとなると少し厳しい面があります。特養の場合は、入所順番というのは、申込順でございませぬので、必要度に応じてという形になると、要介護5の方と要介護2の方で比べた場合に、状態で社会的な部分などを見れば2の方が大変なのは分かっても、点数化すれば、どうしても5の方を優先せざるを得ない。そういう実態も起こってまいります。そこら辺は地域差があると思っただけたらと思います。

養護と軽費の低所得者に対する部分なのですけれども、市町村実態から言いますと、市町村にとってどれだけ自分のところの自主財源を使わなければいけないのかという、いわゆる生活保護のほうに持って行って、サ高住等に入ってもらおうというほうが、養護に入っただけよりも市町村の財源は少なくて済むということがあります。それで、養護老人ホームがあっても入れないという、そういう実態が出てまいります。費用の問題という部分から言いますと、単純に総額比較でなくて、市町村の自分のところの財源という、地方交付税等の部分で使い道を自由にできる部分の割り振りがどうしても出てまいりますので、もう入れないところは入れませんし、いろいろな規制が出てまいります。そこが都道府県別で見ても、東京都の100%を越す数字と、大阪府下の市町村になりますけれども、35%という数字が出てくる要因にはなっています。

ですから、社会福祉法人として、措置をしてくれないし、老朽化したからやめていいのかという話になってくると、そういうわけにはいきません。ですから、かなり老朽化すれば、どうにか定員を減らしてでも建て替えをするという方法を考えざるを得ませんが、なかなか自主財源といっても養護老人ホームでは財源は出ませんので、他にいろいろな事業をしている社福であれば、養護老人ホームであったり、軽費老人ホームの建て替えというのも違うところの財源を使ってできますけれども、単独施設に近いところだと、もう建て替えはほぼ難しいのではないかと。そうすると、今回の社会福祉法人改革でもトータルで一緒に起こってくるということのは、社会福祉法人自体の存続の問題というものも、小規模なところで行っている事業によったら、将来、継続が難しいところが出てきてしまうというのが、一つ懸念されているところでございます。

以上でございます。

○全国老人福祉施設協議会（天野事務局長） ありがとうございます。

今の御質問を頂きまして、私どもの感情的なことかもしれません。思いも含めてお伝えさせていただきたいと思っております。個別のソフト点検はすごく大事で、総点検は本当に必要だと思っております。ただ、その前の段階があるかというのが今回の私どものプレゼン内容でございまして、まず、既存の社会資源が地域できちんとワークしているかどうか。その総点検こそ、最も大事ではないかと思っております。それが無い状態で、今も新聞各紙で待機者が増えた、減った、調査を出せみたいな話が出ていますが、増えていても減っていても、社会資源がワークしているのかどうか分からないのに、その数には何の意味もないのです。増えていても減っていても、それがどういう事情かというのが全く分析できない。きっと要介護度3以上だからだろうみたいな話で新聞が書いてしまうと、本質は絶対に出てこないわけです。

ですから、先ほど申し上げたように、特養やユニットしか作っては駄目だという一方で、所得の問題で、そこにユーザーのニーズがある、あるいはケアハウスに移る中で出ていけない人が出てくるかもしれない、養護は使わせない、そういうことがあるのなら、もちろん財源の面でも無駄はたくさんあるでしょうし、はっきり申し上げて、不適



切な言葉かもしれませんが、それを仮に役所が駄目だと言うのだったら、それこそ規制だと私どもは思っています。これを打破しないと本当の待機者数の意味というのは出てこないと思っております。

以上です。

○全国老人福祉施設協議会（瀬戸副会長） もう一ついいですか。先ほどの財源の問題との関連ですけれども、サ高住に関しては、介護保険事業計画外でサ高住ができてしまいますので、サ高住ができると、先ほど言ったように、全部が全部あそこまで使っていると思いませんが、平均があつた額ですから、サ高住ができると、その分介護給付費が増えて、市町村の介護保険財政を圧迫するという状況がありますので、その辺は、逆にそうだと規制しろという話かどうかは別として、そういう状況もあることは確かです。

○林座長 よろしいですか。ありがとうございます。

森下委員、どうぞ。

○森下委員 続きで申し訳ないのですが、大阪が一番低かったのも、御質問したいなど。しかも、極端に低いので、これは大阪の経営は成り立つのですか。これは結局のところ、問題が起きているのは自治体の指導ですか。余りに極端なので、実態として入れない人がいっぱいいる。

○全国老人福祉施設協議会（榊田委員長） 比率的に公立施設が多いのだと思います。比率的に、民間事業者ばかりだったら、もうみんな経営できません。ですから、公立施設があつて、しかもそこは古いところ。そうしますと、公立の古い養護老人ホームの場合は部屋が非常に狭くて、4人部屋があります。極端なケースからいうと、4人室という居室がありましたら、2人しか入れないというのが、今の実態になります。ですから、そういう建て替えもできずに残っている部分から言うと、利用できるのは定員の半分ということも起こってまいります。徳島とか高知などで、民営化で民間事業者に移管するときに、私どもが経験しているのは、移管を受けたときには、実態は定員の半分しかいません。ですから、私どもが50人定員の養護老人ホームを建てて、近くにあつた公立施設を廃止すると同時に入替えをするというときに、かわってこられるのは半数、もしくはもっとひどいときもありましたので、その部分も少し分析する必要はあると思います。

○森下委員 もう一点、自治体の都合で実際はQ&Aで書いているのに、一般型特定施設の指定を認めない自治体と12ページのところにありますね。Q&Aが出ているのであつたら、普通はこれを拒否することはできないと思うのですけれども、何でこのようなことが起こり得るのですか。

○全国老人福祉施設協議会（瀬戸副会長） 多分、担当者が、うちはそう解釈しませんと言うのだと思います。

○森下委員 拒否すると。

○全国老人福祉施設協議会（瀬戸副会長） はい。

○林座長 江田座長代理、どうぞ。

○江田座長代理 御説明ありがとうございました。

最初の第三者評価のところでお聞きしたいのですけれども、加重的な事務負担のお話がございますが、様々な自治体に向けてやらなければいけないことがオーバーラップしてあるというイメージを私はとったのですが、包括的に事業者の方の負担を減らすためのアイデアみたいなものはお持ちでしょうかということが一点です。

もう一点は、費用負担があるから、この第三者評価が進まないというお話があるのですけれども、これは費用以外に何か事業者にとって第三者評価を受けるメリットのようなものというのはありますでしょうか。

○全国老人福祉施設協議会（梶田委員長） メリットがあるところは結構増えてきていると思います。例えば東京都の場合、ほぼ受審費用の大部分が補助で出るのだったら、それならば受けようかという部分になりますね。

もう一つは、これを受けておくことによって、都道府県なりの指導監査を、例えば2年に一回を4年に一回に変えますと、そういう部分があれば、これを受けることによって一方で事務負担が減る部分が出てきます。事業者側にとって、お金は払わなければいけないけれども何のメリットもなかったら、やる気が起こらないというのが実態です。結構、時間的な手間も掛かりますし、そこら辺はシビアに、メリットがなかったら絶対に進まないと思います。

○全国老人福祉施設協議会（瀬戸副会長） 先ほどのメリットに関してですが、東京都は費用負担がありますが、京都府も実はすごく高い受審率なのです。京都府の場合は、梶田委員長がおっしゃったように、指導監査を2年に1回から4年に1回にすると、そういうインセンティブを与えることで、府の行政の監査も大変なので、そういうメリットがあるところが、実際に本当に高くなっていますので、そういう実態だと思います。

あと、アイデアといいますか、今回の社福改正でほぼ情報開示していますので、それを共有してもらえれば、こちらで書くことはほとんどなくなってきますし、市町村の監査もそこからしっかりとった上で必要な分だけ聞いてほしいと、そのようなことがあればかなりこちらの負担は減っていくのではないかと思います。

○林座長 ありがとうございます。

そうしますと、今のお答えからすると、費用負担以外でも今の加重的な負担を減らすような策を設ける。既に東京や京都で行われているような監査周期を低減する。2年に1回から4年に1回になっているのでしょうか。そういったような手だてをすることも負担軽減にとってメリットがあるのではないかと思います。

もう一つ、第三者評価について私からもお伺いしたいのですが、公開ディスカッションをこちらの会議体で実施したときに、現在の第三者評価の在り方についての問題提起もありました。本日のお話の冒頭でも、まず、今の評価の在り方自体の見直しをすべきではないかという御意見を頂きました。私どものほうで、これまでに把握している意見としては、評価者の能力のばらつきが指摘されておりまして、したがって、国などにおいて、評価機

関とか評価調査者に求められる標準的な能力を示して、不適格な第三者評価機関や調査者については退出ルールを強化してはどうかといった御意見を伺っておりますが、これについてはどのようにお考えになるのかという点が一点でございます。

もう一つ、御提案をこれまでに受けておりますのが、現在の国で示されております福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインでは、福祉サービスの類型にかかわらず、共通で取扱いされているようなので、むしろ福祉サービスの専門類型ごとに細分化した認証基準を設けたほうが、評価機関の専門性向上が図れるのではないかという御意見もあります。この点についての御見解を伺えればというのが2点目でございます。よろしく申し上げます。

○全国老人福祉施設協議会（榊田委員長） 評価機関の問題ですけれども、例えば事例を挙げますと、徳島県では社会福祉協議会だけが唯一の評価機関になっていまして、今年度、受審を止めています。止めているというのは、この審査をする職員とか、いろいろな課題をもう少しちゃんと研修をして当たらないと内容が把握できないとか、そういう問題があって、今年度は受けずに逆に来年度からのための準備をしっかりとするという取組が始まっています。ちょうど今年うちが1か所申し込みをしたら、ちょっと待ってください、1年延ばしてくださいという状況でした。受審機関のほうもいろいろな問題点、自分たちの中でその部分の見直しをしていますけれども、ただ、多岐にわたり過ぎて無理がある。だから、特別養護老人ホームであったら特別養護老人ホームだけに当たるという形でないで、多分、そう中身のいいものは作れないのだろうと。

一般的な部分、例えば社会福祉法人の理念とか、そこら辺の部分から入っていますけれども、そこら辺は、逆に言うと、もうホームページのほうでいろいろな部分が出ていて公表されている部分まで触らなくて、それ以外の部分だけを調べるという、情報公表制度の部分の別の部分を受け持たないと、また全体になってしまうと、受ける側のほうも手間がかかり過ぎることが起こってまいります。指導監査の部分の指導の部分も同じで、監査は監査として必要な部分もあるのですけれども、一般的な部分の調査の部分はこれらを使っていただく。目的が違いますので、全部が同じにはなりません。それぞれの深く掘り込んだ部分だけをしていって、一般論の部分はどこか一つにまとめるという形でしていただかないと、同じことを毎回毎回聞くのはどうしてだという話も出てきますので、そこら辺はお願いできたらと思っております。

○林座長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、もっとこういう調査というものは効率化すべきですし、ユーザーの選択においても、そのような一般的な項目は果たして選択に役に立つのかというと、甚だ疑問でございます。

少し具体的な質問になってしまうのですけれども、施設サービスの担い手、提供者の方々から見て、同業者の方のサービスを評価する上で、これが決め手だよ、ここを見れば分かるのだよというポイントがありましたら、是非教えていただきたいのです。つまり、今、

あまたある評価項目を、もっとポイントに絞ったほうが良いという観点からの質問でございます。

○全国老人福祉施設協議会（瀬戸副会長） 非常に難しいですが、すごく簡単に言えば、利用者、入居者の表情と、職員の表情が明るくて楽しい雰囲気のところは、多分いいサービスだと思います。

○林座長 1月に「働く人の円卓会議」というウェブサイトで、一般のユーザーの方、利用者の方のお声を頂いたときに、国の情報公開制度を知らなかったけれども、その私どものした会議で知って、初めて見てみたら、いろいろな項目がある。その中でも、自分は離職者、過去1年の離職率というのが非常に参考になったというお声がありました。今、介護現場の労働条件というのは非常に厳しく人手もないと伺っておりますが、その点はいかがでしょう。

○全国老人福祉施設協議会（梶田委員長） 今、介護現場は多分17%ぐらいの離職率だと思います。ただ、全体で言えるのは、そのパーセントではなくて、実際に辞めている方の動きはどうなっているのかと。だから、定着をしている層と入れ替わっている層というのが、ある意味その施設もしくはその法人の全体像として掘り込んでいかないと、数字だけでは分からない部分があります。新しい施設を作ると、大体3年間で一通りは入れ替わっていくのが普通です。だから、幾ら法人が大きなのところであろうとなかろうと関係なくて、どうしてもそれは起こってきます。どうしても新しい人が多いところは入れ替わっていく。そうすると、例えば3か月ぐらいで辞める方、半年ぐらいで辞める方、1年で辞める方と。その層がぐるぐる回っていますので、離職率だけでは見えない部分がそこに出てきます。

ただ、全体として、今、非常に厳しいのは、地域によって起こるのですけれども、新しい施設ができて、給料が高い求人広告が出ると、周辺部分はどうしてもその影響を受ける。ですから、それが無い地域は安定してくるけれども、毎年毎年、例えば100床単位の特別養護老人ホームができる地域というのは、もう職員がざわざわしている。というのは、気持ちの上で、給料が高いところができたら行くという層がどうしても集まってくるのです。安定している地域というのはそうではないですから、じっくり自分の介護の仕事をライフワークにしようという考え方になるのですけれども、そこら辺の部分は地域差も出てきますので、単純に地域の離職率だけで見てもらうと、いい悪いは判断しにくいかなと。

ですから、先ほどの施設に入って第一印象というのは、すごくあります。うちの法人の中の内部監査の項目でも、きっちりお掃除ができているか、きっちり挨拶ができていないか、それが一番最初の点数評価の部分で、幾ら財政的によくても、職員の表情が暗くて、挨拶もできないところは、ランキングから言うと必ず下のほうになってしまいます。それがあある意味では、その施設の評価という部分に行きますので、利用者にとって気持ちよく生活できるというのは職員の笑顔だろうし、きちんとした環境。それが幾ら新しいとか広いとかではなくて、住みやすい環境は職員の笑顔がなかったら作れないのかなと思っております。

○林座長 川渕専門委員、どうぞ。

○川渕専門委員 4 ページ目の資料を見ると、「法人監査、実地指導・監査、第三者評価、介護サービス情報公表制度といった」と書いてありますが介護事業は規模が小さいので、私はそんなに加重な負担を課すのはどうかなと個人的には思っています。そこで質問ですが本当のところどれが必要と思われるでしょうか。と言うのも介護事業には結構公金が入っていると言われるので、監査は結構厳しめにやっておられるのかなと思いつつながら、自主的な評価などはなかなかうまくいかないですね。おそらく評価と監査は違うと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○全国老人福祉施設協議会（梶田委員長） 公金が入っている部分の監査として、通常の監査を考えると、余り効果はないのではないかと。

○川渕専門委員 どうしてですか。

○全国老人福祉施設協議会（梶田委員長） 要するに、不正をしているのだったら隠しますね。隠しているものを1日で見つけるのは至難の業です。

○川渕専門委員 大学と一緒にですね。

○全国老人福祉施設協議会（梶田委員長） はい。ですから、そこら辺の部分は、表面上だけチェックしていくのではとても無理かなと。例えば法人監査でも、うちの法人の場合ですと、1日来て、担当者が一人か二人かで監査します。それで、今回会計監査人の予備調査だとすると、五人ぐらいが3日間、予備調査だけで掛かりますね。専門職の方が予備調査だけでそれだけ掛かって見ていく。まだ本番は始まっていないのです。だから、そこまでしないと、きっちりは見えないのだろうと。その監査法人にとったら、予備調査をそれだけ掛けて、それで引受けできるかどうかの判断をするというのが向こうでの見方ですね。中身が悪かったら、このようなところには関わっていけないから契約しませんよという判断をする。

ですから、そういうチェックする方法というのは表の部分だけではなくて、サービスの内容の部分をいろいろ見ていただいて、いろいろ指導していただくというのも必要だと思います。うちなどでも各施設に指導監査が県から来たら、県の担当者に言うのはもっと厳しくしてくれと。施設の職員にとったら、厳しくなかったら、びしっとする気が起こらないのです。だから、厳しさも要るのですけれども、逆に経営者側にとったら、それはいいか悪いか感覚的に問題が出てきますので、微妙なテーマとしても指導監査というものは出てきます。

第三者評価とかサービス情報公表のほうは、利用者にとっていいものか悪いものかを分かりやすくする視点がどうしても要りますので、情報公表の場合に一番最初の部分は、いろいろ調べて、項目のときに私も関わりましたので、多過ぎるという話をしていたのですが、詳しく知らせるためには、それだけの項目が要る。ところが見る側にしたら、多過ぎて見えない。その多過ぎて見えない以前の問題として、誰も見ないという問題が出ました。インターネット上の問題点で、介護に直接関わっている方はほとんどインターネ

ットをまだ使えない方が多いですね。それで、そのご夫婦関係の場合も、インターネットがまだ使えない。そうすると、いざ困ったときに息子さんなり娘さんなりがネットを見ても、今度は介護のことが全く分からないから、どれがいいとか悪いとか判断ができない。だから、インターネット上の情報というのが、また介護の分野まで行き切っていない。それがあと10年なりすると変わってくると思うのですけれども、余りにも詳しい情報を出しても、分かる方がいいものと分かって使えない方という組合せで、今、なっていますので、そこが一番の難点かなと思っています。

○全国老人福祉施設協議会（瀬戸副会長） 一つ追加で、先ほど梶田委員長から、悪いことをしていたら隠してしまうとおっしゃっていましたがけれども、ただ、社会福祉法人の場合には2年に1回、必ず実地監査に来ますし、毎年書類で書面審査もありますので、そこをきっちりクリアして、そこをやることで特別養護老人ホームの運営がしっかりとできているという一つの担保にもなっています。

○林座長 ありがとうございます。

今日御提案いただいた規制改革提案についても質問させていただきたいのですが、資料1の10ページですか。ユニット型特養整備方針の見直しについてなののですけれども、一番上の赤囲みの四角の中に「国としてユニット型の整備方針を定めてはいるものの、年金収入の状況に鑑みれば、現在の整備目標の妥当性を検証し直す必要がある」と御提案を頂いており、御説明もいただいたわけなのですが、具体的にどのように見直せば、皆さんのより安い多床室を求めるニーズにマッチした施設整備が可能になるとお考えでしょうか。

○全国老人福祉施設協議会（梶田委員長） 数字でこの50%、70%というのがほとんど達成不可能なののですけれども、低所得者が多い地方という問題を考えますと、特別養護老人ホームはそんなに整備しないのですね。これから高齢者が増えるスピードはすごく鈍化していて、一つの都道府県単位で見ると鈍化しているけれども、地域ごとに見ると逆に減る地域が存在していますので、そこら辺の部分から言うと、今、ある特養を存続させる。ベッド数からいったらそういう感じなののですけれども、全体の都道府県の中で見ると、一つの市町村はもう減らしていく必要が出てくる。でも、一方で増やす必要のあるところと分かれてきて、トータルでプラスマイナスゼロということが起こってきます。そうすると、このユニット型の問題のときに問題になるのは、建て替えをする、もしくは半分移転をするとかという、定員数は変わらないけれどもその中の調整のときに、ユニットしか作れないのだったら全く動けなくなるというのが起こります。従来型でなければ存続できない地域というのは必ずありますので、そこはそこで、その部分を守っていくしかないというのが、問題点になっていきます。

現実には起こっている問題で、30床の山間部の中の特養でうちが作っている分で、20床のユニットを付けて、今、50床になっています。でも、今の人の動きから言うと、5年先、10年先には、その20床のユニット型というのは廃止しよう、そうしないと、その地域の需要というものはもうないだろうと。そういうところも出てきています。ですから、いろい

ろな工夫の上で存続はせざるを得ないのですけれども、ユニットに制限されてしまうと、もう動けないということが起こってきます。

○林座長 ありがとうございます。

○全国老人福祉施設協議会（天野事務局長） 補足で、今日の資料に入っていないのですが、多床室においても、プライバシーを確保して建て替えをするなりしなさいということが出ています。そういったことと言えば、多床室だからといって、昔の雑魚寝の状態ではないことを前提に申し上げると、二人のうちの役員とはちょっと違って、私のほうがむしろ過激なことを申し上げるかもしれませんが、このような数字は、くだらない夢物語は取っ払って、そのようなものはユーザーのニーズに任せて、そこから発生すればいいと思うのです。ユーザーが本当に必要だと思えば個室を求め、本当に必要だと思えば多床室を選ぶのです。それを半分しか駄目よとか、7割作りなさいとか、そういうことがもう現実感がないということだと思えます。決してユニットが悪いとは言いません。ただ、ユーザーは選択できるべきだと思うので、その観点を担保するという意味で、この数字がないことのほうがユーザーの権利の保障になると私は考えます。

以上です。

○林座長 大変分かりやすく教えていただいて、ありがとうございます。

大田先生、どうぞ。

○大田議長 今日はありがとうございました。大変勉強になりました。

前に社会福祉法人の方とお話をしたときに、稼働率を上げるのが大事だと。今日のお話でも、地域の特養では空きベッドが出てきているということでしたから、いろいろなサービスを組み合わせて全体として稼働率を上げることが大事だと思いますが、そういう試みをするときに、何か足かせになっているようなものはありませんでしょうか。

○全国老人福祉施設協議会（榊田委員長） いろいろなサービスを少しずつ組み合わせていくというのは、非常に事務的な煩雑さを伴ってきます。その問題というのは、例えばデイサービスセンターの場合を考えると、基本的なデイサービスセンターは都道府県の指定です。それで、地域密着の小規模になると、市町村の指定になります。今年起こっている問題というのは、介護予防の場合は都道府県の指定で、地域密着のデイサービスの中でも、それこそ別々の書類をあちらこちらにいっぱい出さないとスタートしていかない。

余談になりますけれども、今回うちのところで始めたデイサービスというのは、小規模の定員18人でデイサービスセンターを新しく地域密着でスタートしましたけれども、もう一つ、既存のデイサービスセンターをサテライトに持っている。もう山間部ですので、月水金に営業をするデイサービスと火木土日に営業するデイサービスセンターがあって、1チームの職員で運営する。でも、そういう形でないと、もう需要がないという地域は出てきていますので、いろいろな形をうまく合わせていってオーケーにさせていただく。もちろん市町村も協力してもらって行っていくのですけれども、その地域・地域によって、いろいろな組合せとかいろいろなやり方というものをしていけないのではないかと。

一般的な地域では何ら問題ないですけれども、そういう山間へき地というところにとっては、もうサービスが無くなってしまおうというのが一番ですので、そこに住み続けてもらうための介護サービスというと、一つずつのサービスの量は知れていますけれども、いろいろな形が全部要るといえるのは変わりませんので、そこら辺をトータルで行えるような提供方法、それも事務的に簡単にできる部分があってもいいのではないかと考えています。

○林座長 ありがとうございます。

正にすごく大事なポイントですね。そうやって皆様、担い手の方がいろいろ工夫してサービスを提供されているものを邪魔しないような規制にしないといけないと考えております。

もう一つ素朴な質問なのですけれども、平成20年局長通知で軽費老人ホームのA型の建て替えを原則認めないでケアハウスの整備を進めているというのはなぜなのか。理由は何なのか。

○全国老人福祉施設協議会（榊田委員長） ケアハウスの類型を作ったときに、住まいという概念の部分で考えて、ケアハウスという形が作られたと解釈しています。そうすると、住まいの概念ですので、利用する方が部屋代、住居費を本人が負担する。軽費老人ホームの部分は福祉施設ですので、部屋代という概念がないです。ところが、都道府県がその部分の補助という部分からすると、部屋代部分まで都道府県補助の中に入ってしまうというのではなくて、もう生活的な事務的な部分だけは都道府県補助に切り替えるという概念のほうが、これからの流れは正しいという解釈だったのだと思うのです。ですから、その居住費部分があるかないかの違いというのがすごく大きくて、今回は住まいの概念から言うと、もうなしですと判断されたのだと思うのです。

軽費老人ホームのA型というのは、どちらかという養護老人ホームの概念に近いほうなのです。利用契約という形にはなりますけれども、措置に近いほうの形と。ケアハウスは、もうサービス付きの高齢者向け住宅と余り変わらない形の、住まいという概念からスタートしている施設ですので、その違いを一つのカテゴリーに入れてしまうから、どうしてもそういう問題が起こったのかなと考えています。

○林座長 もう一つだけ、ケアハウスになった場合、利用者の初期費用とか月額自己負担額というのは、どのくらいになるのでしょうか。

○全国老人福祉施設協議会（榊田委員長） これも部屋代の設定によってすごく変わりますけれども、今のケアハウスの大部分では、マンション等を借りる場合の敷金や礼金という部分は基本的にはとらなくて、月額の部屋代、利用料ですね。その形という指導はされていますので、一時金的なものももらっている都道府県は非常に少なくなっているとは思いますが。その部分の違いは、公的な補助が入っていますので、毎月の利用料で計算していくという部分の考え方にはなっていると思うのですけれども、それでも、大体安いところで生活費を含めると、低所得者の方でも8万円から10万円ぐらいの間の費用は多分かかるのだと思います。



○全国老人福祉施設協議会（瀬戸副会長） 私、施設は札幌なのですけれども、札幌でうちもケアハウスをやっていますが、一番所得の低い人で8万円かかります。高い人はもう十二、三万はいきます。

○林座長 分かりました。ありがとうございます。

先ほどの国民年金の平均年金月額が5万4,497円というところからすると、ケアハウスへの統一というのは、低所得者にとってはかなり切捨てになってしまうということなのでしょうかね。

先生方、御意見はよろしいですか。

それでは、時間となってしまって、これで終了とさせていただきますが、本当に貴重な御意見を頂きまして、誠にありがとうございました。答申取りまとめに向けた今後の議論の参考に大変させていただけるとお思います。どうもありがとうございました。

それでは、御退室ください。

（公益社団法人全国老人福祉施設協議会退室）

（厚生労働省入室）

○林座長 それでは、本日の2番目の議題であります「社会福祉法人制度改革について」に移らせていただきます。

本件に関しましては、我々の前会議体である規制改革会議の第2期において議論しまして、平成26年6月24日閣議決定の内容を反映した「社会福祉法等の一部を改正する法律」が、来月4月に施行されることとなっております。本日は閣議決定事項のフォローアップという位置付けで、社会福祉法人制度改革の概要につきまして、厚生労働省より説明を受けたいと思います。

本日は、社会・援護局より石垣健彦福祉基盤課長様、老健局より佐藤守孝高齢者支援課長様にお越しいただいております。

まず、厚生労働省からの御説明を受ける前に、事務局から資料2-1、2-2により、本件に係ります平成26年閣議決定の内容と、これまでのフォローアップ状況及び関連するホットライン案件について説明をお願いしたいと思います。

○中沢参事官 ありがとうございます。

それでは、事務局より資料2-1、2-2に沿いまして、簡単に御説明させていただきます。

今日フォローアップさせていただく内容というのは、平成26年6月24日に閣議決定された20項目、お手元の資料2-1ですけれども、この内容につきまして御説明を伺いたいということでございます。

平成26年6月に閣議決定された後、平成26年度末、平成27年度末と、これまで2回フォローアップを実施いたしております。項目によっては、26年度末も27年度末も、2回フォローアップしているものもございますけれども、この資料上では、そういった2回フォローアップしたものについては、一番最近のものを上書きする形で記載されていると御理解

ください。

資料2-1の見方ですけれども、真ん中辺りに太い線が引かれていて、そのすぐ右側に、評価時点として「平成26年度末」あるいは「平成27年度末」、どちらかのチェックの段階が記載されてございます。ずっと右側のほうでございませうけれども、基本的には当時の規制改革会議としては、評価上は「解決」ということで「閣議決定どおり対応が行われている」としているものがほとんどでございませう。

一部「要フォロー継続」と書いてありますのが、1ページ目に2件、2ページ目に1件、3ページ目に1件、4ページ目に1件、合計5件ございませう。これらも、その一番右端の規制改革会議としての指摘事項のところを御覧いただきますと、基本的には「閣議決定どおり実施されている」あるいは「閣議決定どおり対応が行われている」という言葉が並んでおります。ただ、個別に見ていただきますと、例えば、電子開示システムなどもまだ実際には運用されておりませうし、後ろのほうにある監査のガイドラインなどといったものも、実際にはまだ公表されていないということで、そういったものを中心に引き続きフォローが必要であると認識をしているところでございませう。後ほど厚生労働省さんからは、要フォロー継続のテーマについても御説明をいただけるものと考えてございませう。

資料2-2を御覧ください。こちらは、関係する規制改革のホットラインの提案事項ということでございませう。時期は異なるのですけれども、過去に同じような提案ということで、1枚目の提案主体は全国地方銀行協会、2枚目は第二地方銀行協会から寄せられた内容でございませう。

どういったものかと申しますと、社会福祉法人が資金を借り入れる際に、土地建物等の基本財産を担保に提供することがございませうけれども、その担保提供については、そのお金の借入先が民間の金融機関であれば所轄庁、すなわち都道府県等の自治体の承認が必要となっております。それに対しましてWAM、つまり福祉医療機構ですが、WAMかWAMが絡む協調融資の場合には、所轄庁の承認が要らないとなっております。この規制は局長通知に別添されている社会福祉法人定款例にはっきり書かれているということであります。民間から借り入れる場合に、この所轄庁の承認の手続が要る。この手続が非常に煩雑だということで、民間金融機関単独の融資というものが敬遠されており、民間金融機関にとってみると民業圧迫になっているということで、この所轄庁の承認を不要とする、あるいは届出で足りるようにしてほしいというのが、ホットラインの要望の中身でございませう。

これに対しまして、この2枚の紙の下半分が厚生労働省さんからの回答になっているわけですね。同じ内容ですけれども、この回答によりますと、WAMであれば、所轄庁と同等の審査ができる。なので、施設の安定、維持、存続、社会福祉法人の存立基盤維持、こういう目的に即した融資が可能であると。

また、機構であれば、融資解消のために担保を直ちに処分してしまうことはないということをお理由に掲げて、機構と民間金融機関との違いは合理的であるとなっているわけですね。ただ、この厚生労働省さんからの回答に関しましては、前会議体である規制改

革会議の委員からも、国民の目からしたらちょっと不可解なところはあるという意見が出ておりましたので、今回改正社福法の御説明を受ける機会に、改めて厚生労働省さんより本件について御回答を確認させていただきたいと考えた次第でございます。

事務局からは以上です。

○林座長 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省より資料2-3に沿って御説明をお願いいたします。

済みませんが、10分程度でお願いできればと思います。

○厚生労働省（石垣課長） 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長の石垣でございます。

本日は社会福祉法人制度改革のフォローアップということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

資料2-3の中で御説明させていただきますけれども、その中で、先ほど事務局の方から御指摘のありましたような点も触れながら、御回答させていただければと思っております。

まず、改革の経緯・概要に簡単にだけ触れさせていただきたいと思ひます。2ページでございます。先ほど事務局からお話もございましたが、社会福祉法人を取り巻く課題としては、規制改革実施計画で御指摘いただいたことへの対応ということもござひますけれども、福祉サービスがかなり多様になってきたということですか、そもそも同じ非営利法人の公益法人については10年前にもう見直しがされていたことも踏まえまして、社会福祉法人制度も見直していかなければいけないということになりました。規制改革実施計画での御指摘も踏まえまして、社会福祉法人の運営の透明性の確保、経営組織のガバナンスの確保、それから、財務規律の強化と、大きくこの3点で取組をしまひったわけでございます。

3ページの社会福祉法の改正法ですが、お陰さまで、昨年3月31日に国会で成立をいたしまして、内容はほぼ規制改革実施計画の提案のとおりで実施をさせていただいてまひして、左側にありますような5本の柱で行っております。

4ページでございます。先ほど一部御指摘いただひている部分で、実施されていないところがあるというお話をいただいたのですが、法律の施行が、今年4月からとなっておりまして、4月から法律を施行するために、今、法人の方に、矢印でいろいろ書いてありますような御準備をさせていただひているという状況がござひます。

今の時期で言ひますと、法人の基本的な文書、定款の変更がほぼ終わりつつあるところでございます。これ以降は、真ん中辺りの緑色の矢印でござひますが、新制度に基づいて社会福祉充実残額の計算などを行っていきます。法人の意思決定は、右側の真ん中よりやや上、5月から6月にかけてのところですが、新しく選ばれた評議員の方に決算を承認していただく。それから、報酬基準も公表するというを御指摘いただひていますが、これも新たな評議員会で承認を得た後に、法人として公表するという手続となります。どうしても法人制度上、4月に新制度を施行して5月から6月頃の理事会、評議員会を経

た上で7月以降公表していくというような手続になっているものですから、まだ昨年の夏のフォローアップの時点では、規制改革実施計画での指摘事項が実施されていないということにもなっていたわけでございます。

ただ、報酬のことなどが一例ですけれども、新体制になった後にそうやって順次実施していくものでございます。

指導監査に関してですが、ガイドラインについては後ほど触れたいと思いますが、ほかの関連資料もまとめて、今、パブリックコメントを3月中にかけておまして、関係団体の皆様あるいは所轄庁たる地方自治体の皆様の御意見を踏まえた上で、4月にガイドラインを発出しようと考えております。

発出した後に、ピンク色の矢印になりますが、所轄庁の方々がローカルルールを廃した形で運営ができるようにということで、これは後ほど御説明いたしますけれども、ローカルルールを廃して運営ができるように研修も全国的に行いまして、それからは、実際に夏以降指導監査を行っていただきますので、これもしっかりと御指摘を踏まえて進めているところでございます。

財務諸表等の電子開示システムですが、一番下の欄になりますけれども、1月に、システムの試行版を全国に公開させていただきました、法人の方にも入力をしていただいたりしました。そのときに御意見を多数頂きましたので、今、システムの改修をしております。改修をしました後に、この4月以降になります、改めて本格稼働版のダウンロードを法人の方々にお願いしまして、自治体の方にも操作の説明を行う予定です。先ほど申し上げましたように、決算などは、評議員会と理事会にかけられた上で所轄庁に提出されるものですから、その後、その内容が順次公表されていくということで、今は、そのアプリケーションを現場で使いやすいように、試行版を踏まえて改修している状況です。御指摘をいろいろ頂いておりますけれども、私どもとしては、制度の施行に向けて全て準備をさせていただいているところでございます。

5ページ目でございますが、そういうことも含めて申しますと、先ほど資料2-1で御指摘いただいた項目については、私どもとしては、これは規制改革会議側ともやり取りもさせていただいた上ですので、こちらで一方的に措置済みとしているわけではありませんが、全てこのような形で進めさせていただいております。

続きまして、お時間もありますので、組織のガバナンスについては全てしっかり見直しておりますので、後ほど関連で必要があれば御説明させていただきたいと思いますが、10ページ目を少し御覧いただければと思います。特に、運営の透明性の確保につきましては、改革の経緯も踏まえまして、私ども「見える化」というものが大事だと考えております。この表にございますように、改正前でも、法人の関係書類は、かなり備置きや公表をしていたものがあつたのですが、これを法定化したり、省令に具体的に規定し、隣の改正後の欄にあるように、備置き・閲覧については公益財団法人並び、公表についてはそれ以上としておまして、当然一番右端の規制改革実施計画で御指摘を頂いた書類については、当

時通知でも見直しを図ったのですが、今回制度的にも位置付けまして、対応させていただいているという状況でございます。

11ページ目からですが、事前に事務局からお話を頂きまして、社会福祉充実計画と、その財産の活用のところを具体的に説明して欲しいというお話を頂いておりますので、ここから少し丁寧に御説明をさせていただきます。

御案内かもしれませんが、もともと、いわゆる内部留保が活用されないまま法人にため込まれていたりするケースが明らかとなり、無駄に公費が投入されているのではないかという御批判を頂いておりました。これは私どものほうにも、制度的にそういうものを明らかにできる仕組が今から思えば不十分であったという反省がございました。今回いろいろと考えまして、法人の財産の状況を十分に公開していくため、会計の専門家の方ですとか、公認会計士協会さん、あるいは社会福祉法人などの業界団体の方々からも実務の状況を伺いまして作り直したのが、今回の仕組でございます。

一番左側ですけれども、まず、活用可能な財産ということで、貸借対照表の資産の部から、建物を建てたり、いろいろなことで借金をしている場合がありますので、負債ということで引きまして、さらに会社でいう資本金に当たる基本金や、補助金の受入れのための積立金、こういったものを除きまして、活用可能な財産と思われるものを出すというのが、第1作業でございます。

これを出した上で、今度は真ん中のところですが、一番左の活用可能な財産の中には、事業に活用している建物ですとか、あるいは、その建物を将来的に建て直すための積立てですとか、あるいは、運転資金が含まれていますので、これらを控除対象財産として差し引きます。運転資金については、国の介護保険制度あるいは措置制度においては、毎月お金が入ってくるというわけでもないものですから、普通の会社でもそうですけれども、運転資金みたいなものはある程度持っているのが通常の姿ということがございます。これらの計算を恣意的に法人がやっけてしまいますと、不公平な仕組になりますので、私どものほうで、客観的な数式で計算できるようにということで、これも1月の下旬に通知を發出しまして、ホームページでも公表させていただいておりますが、そういったものに沿って計算をしていただきます。

その結果、残額が出たというときは、一番右側になりまして、法律上は社会福祉充実残額と申しておりますが、これは地域に再投下が可能であろうという扱いにさせていただいております。これが出た場合には、下のほうの矢印になりますが、社会福祉充実計画という計画を、決まった様式に沿って立てていただきまして、これを、地域の関係者の意見も聞いたりとか、あるいは所轄庁のほうに申請し、計算の仕方が恣意的ではないかというところは、公認会計士の方などの専門家に確認をしていただくという手順を踏みます。

この計画の内容なのですが、法人が好きに使っていいということではありませんので、そこは公費などでお支払いしているものですので、まずは社会福祉法人の本業である社会福祉事業に投じていただくということを制度上、明記をしております、まずそ

こに使っていただきます。

この社会福祉事業の中で、施設設備を充実させるということもありますし、今、職員の処遇が低くて人が集まらないと言われていることもありますので、職員の給与に充てるですとか、あるいは研修に充てるとか、その質の向上も必要ですので、そういった費用に充てるということも可能になっております。

次の順位が地域公益事業ということで、社会福祉法人は、もともと地域の篤志家の方が地域に還元するということを目的にできた法人でございますので、本業をやった後は、地域にもちゃんと還元してもらいましょうということで、地域の方の御意見を聞きながら、制度でどうしても対応できない部分とか、新しく隙間的なものが出てきたときには、柔軟にそういうもので対応してくださいということで、地域公益事業に充てる。それでも余った場合には公益事業に充てるというようなことでやらせていただいております。

ということで、法人が自分の収益事業に充てたいというようなことはできないようになっていきますので、いずれにしても本業に充てるか、地域に還元するか、公益的な事業をやっていくということになっております。

12ページは、それを少し計算式なども具体的に入れた中で書かせていただいておりますが、赤字が目立つような形で自己資金比率「22%」とか、修繕費用割合「30%」と書いてあるものがございます。これは実態を反映するため、外部に委託調査を出しまして、昨年の秋から冬にかけて、全国に社会福祉法人は約2万法人あるのですが、そのうちの3分の1に当たる約7,000法人に調査をお願いしまして、そこで出てきた実際の数字を標準としましょうということにさせていただいております。ただ、これも年月がたつとだんだん変わってくると思いますので、それは何年かに一遍なり見直して、実態に合うようにしていきたいと考えております。

続きまして、13ページですが、地域公益取組でございます。長くなってしまって恐縮なのですが、社会福祉法人の本旨として、地域に還元するということを、これも規制改革会議の計画の御指摘で、そういうことを制度的に盛り込むべきだというお話もいただいております。私ども、法律上も第24条第2項にそういった規定を置きまして、具体的に通知も発出しまして実施をさせていただいております。

社会福祉法人ですし、法人のサービスとしての公益的な取組ということがありますので、下の表の①から③の3点、これを実施の要件として定めております。余り細かくこれでは駄目だとか、そういうことで定めると、またそこで余計な規制になってしまいまして、地域の間尺に合わないといけない。それは法人のほうからも、地域によって課題も違うし状況も違うので、そこは柔軟に対応できるようにというお話をいただきましたものですから、大きく3要件としています。

一つ目は、社会福祉法人ですので、福祉サービスとしてやってください。二つ目は、一定の支援が必要な方を対象にしてください。例えば、生活困窮者であるとか、障害者向けのサービスに使ってください。三つ目は、通常の料金をとったのでは商売になってしまい

ますので、無料か低額か、そういう形で、社会への還元、支援としてやってくださいという事でお願いをしております。

14ページのところは、具体的にこのような取組を既に先進的にやっている法人がいたりしますので、一例を集めて、こういったものを法人の皆さんに周知をして、いい事例を横展開していくということで、今、進めています。さらに我々はまた事例を集めまして、いいものをどんどんその地域で取り組んでいただけるようにしたいと考えております。

一番最後でございます。先ほど指導監査要綱の見直し、ガイドラインの見直しということで、スケジュールの御紹介をしましたが、内容につきましてもしっかりとやらせていただいております。大部なのでお持ちはしていなかったのですが、指導監査の見直しということで、上の経緯の※印の部分に記載しておりますが、規制改革実施計画で御指摘をいただいたことを踏まえて、監査のガイドラインの案を、今回初めて策定しております。今までは監査の着眼点のようなものしかお示しをしていなかったのですが、今度はそれぞれの監査項目のポイントについて、どういう趣旨で、何を見て、どういう問題があったら文書指摘にするのかというところを統一して、また、監査の際に確認する書類も地域でまちまちですと、皆さんに御迷惑をおかけしますので、確認書類を統一的にするためのガイドラインを作って、現在パブリックコメントで世の中に御意見をいただいております。

また、下のピンクの囲みですが、PDCAで、今後は毎年関係者の御意見を伺いながら、おかしいルールが無くなっていくように、標準化できるように取り組んでいきたいと考えております。

補足になりますが、見直しの効果としては、指導監査のガイドラインを作って取組を統一するという事で、御指摘にも沿ったローカルルールを是正するという事もあるのですが、これをホームページなどで公表することで、法人が自己点検もできるようにすることによって、関係者全体でレベルを高めていけるようにしたいということも考えております。こういったことで、一番下の※印ですが、来年度以降の指導監査から実施をしていきたいと考えております。

こちらの資料については、以上でございますが、資料2-1のフォローアップについては、電子開示システムですとか、報酬基準については、先ほど申しましたように公表していくことになっております。社会福祉充実残額については通知も出しておりますので、これに沿って実際にやっていただくこととなります。

監査のガイドラインについては、まだまとまってはいませんが、全国の担当者会議などでも周知をしていますので、これは我々としてもしっかりとやっていきたいと思っております。

それから、地域公益取組については、先ほど申し上げましたように、3要件を決めて、法人にしっかりとやってくださいということをお願いしており、今、横展開もして広げていくということで、資料2-1でフォロー中になっているものも含めて、取組を進めさせていただいている状況でございます。

資料2-2の、先ほど御指摘いただきましたホットラインの提案の関係でございます。まず一つ申し上げさせていただきたいのが、この全国地方銀行協会さんとの間では、今年度で言いますと4回、厚生労働省、福祉医療機構、全国地方銀行協会の代表行等が参加する意見交換会を開催しております。

その中では、誤解からくるいろいろな問題もありますので、色々なやり取りをさせていただいております。その中で、協調融資という制度も2年前ぐらいから設けさせていただいておりますが、地方銀行の中にもいろいろな銀行がございますので、全部自分でできる場所もあれば、WAMと協力して融資をしたいというところですか、いろいろございますので、その中の一つがこういう形で出てきたのかなと思っております。

社会福祉施設を整備するというのは、非常に喫緊の課題でございますので、私どもとしては、民間の金融機関さんの資金もお借りするという事で、民間を排除してというつもりは全くございません。なので、協調融資という制度も設けて一緒にやっという形でやっております、それこそ来年度からは、規模の大きい融資については、民間と必ず協力してやるというところを、財務省にも入ってもらって決めているところがございます。

今回の御指摘があったのが、そういうやり取りをする前に受け付けられたものということもありますので、事情も変わってきているのかなと思っております。

ただ、本題になりますが、御指摘いただいたように、WAMの融資のときには、所轄庁の審査が要らないというのは、制度的には事実でございます。結論から言いますと、この「対応の概要」のところに書いてあるとおりなのですが、福祉医療機構は政策金融でございますので、担保はもちろんとるのですが、融資に対する返済がなかったときに、それを競売にかけてお金を得ることが目的ではないものです。一方で、WAMでは、コンサル業務ですか、いろいろな支援業務をやっておりますので、WAMではそういう観点も含めて確認をさせていただいているので、そこにさらに所轄庁から確認を受けるとなると、それは法人に負担がかかることになってしまいます。端的に言うと、WAM融資の場合には、所轄庁の審査は必要はないのではないかと考えておるところなのでございますが、先ほど申しましたように、協調融資ということで、民間の金融機関とも全体としては協調して進めさせていただいておりますので、そういうところも含めて御理解いただければ大変有り難いと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○林座長 ありがとうございます。

安念先生のタイムリミットになってしまいましたが、それでは、皆様から御質問、御意見をよろしく願いいたします。

森下委員、どうぞ。

○森下委員 後半のところのWAMの話ですけれども、どう考えても全く理解できないですね。協調融資をするという話と単独で民間機関からお金を借りるというのは全く別問題で、必



ずWAMが入らなければいけないというのは、民業圧迫以外の何物でもないだろう。普通に経営している側からいえば、それはWAMが、おっしゃるように本当に担保を処分しないのであればそちらを選びたいという気持ちになる方が多いだろうと思います。ただ、一方で、それに伴うようないろいろな制約があるので、そこから借りたくないという人もいます。そのとき、イコールフットィングでなく、国のほうが有利だというのは、これを民業圧迫と言うのであって、おっしゃる内容は全く理解できない。

しかも、売らないというのはいいけれども、これも国民の税金ですね。そうすると、いつまでも持ち続けるというのは、既に話が矛盾しているわけです。フラットな条件でWAMのほうがいいのだからWAMを選ぶ。それは本当に民間の方の自由だけれども、一方で、制約がない民間のところから借りたい。そこに関しては同じような条件下で同じようにされたらいいのではないですか。それができないというのが、私は非常に理解できない。

○林座長 いかがですか。手続の違いを設ける規制根拠が薄弱ではないかという御質問だと思うのです。

○厚生労働省（石垣課長） 民間の金融機関では、もちろんいろいろな方針ですとか、重点の置き方というものはあると思いますけれども、基本、金融機関では、何か担保をとって確認をしながら、そこに融資をするという判断があるだけだと思うのです。所轄庁の審査というのは、社会福祉法人として運営をするときに、当然、その施設の上に建物を建てていろいろなサービスを行いますので、そのサービスを行う者が、少し支払いが滞るなどしたら担保を取り上げられてしまうとか、いろいろと指導が入ってしまうということですので、なかなか運営が難しくなってしまうということがありますので、少なくとも金融機関の融資で所轄庁の審査が要らないというやり方はなかなか難しいと思っています。

○森下委員 どう考えても全く理解できませんね。民間の企業の方が、そちらのほうがいいと思う方があってそちらを選ぶのであれば、同じサービスを提供すればいいではないですか。WAMのほうが取立てが厳しくないからそちらを選ぶというのも自由でしょうし、うちはもうかっているのだから、余り制約がない民間の金融機関から借りて、ちゃっちゃとお金を返したい。それは自由だと思うのです。そこはイコールの上で話をすればいいのであって、おっしゃるようにWAMはすばらしいというのであればWAMを皆さん選ぶでしょうし、そうではなくて、自分たちはもっと勝手にやりたいというところはそれでいいのではないかと。そこをわざわざWAMを有利にしている理由が私は全然分らないですね。

今、言っている話は、これは本当に議事録に残していいのですか。それこそ「ヴェニス商人」のシャイロックみたいな話を民間の銀行に対してさせていて、全く公的な金融を提供しているというのは銀行の使命としてもあるわけだから、銀行に借りると必ず全て持っていかれるというのは、さすがにこれを聞いていて、銀行の方は怒られるのではないですか。少なくともイコールフットィングにしない理由というのは、今では納得できないと思いますけれどもね。

○林座長 お答えはないということなので、川渕専門委員、どうぞ。

○川渕専門委員 政策金融だから、一般の市中銀行に比べて、当時は金利が安かったのかなと思いますが、実際は福祉医療機構の融資を受けないとなかなか市中銀行の融資も受けられないという感じでは。しかし財務省の理財局の資料などを見ても、介護事業に資金を提供しようと思ったら多分WAMだけでは足りないの、市中銀行も補完せざるを得ない。つまり、従前はいわゆる補完財だったのだけれども、今はこれだけ金利が安いので、代替財にもなっているのではないかと。どうですか。

○厚生労働省（石垣課長） 結局、簡単に言うと、私どもとしては福祉医療機構というものを、社会福祉法人をしっかりと安定的に運営して作っていきけるようにという政策目的があって作っているものです。もちろん、審査は、所轄庁の審査と金融機関の融資の審査とがあるということはあるわけですが、ただ、そこがあるから民間の金融機関から借りにくいということではないのかなとは思っているのです。先ほど申し上げましたように、協調融資という形で現にかなり協力をしながらやらせていただいている部分もございます。

○林座長 余りかみ合わないですね。

○川渕専門委員 現場の声を聞くと、抵当権もまずはWAMがあって、その次が市中銀行という優先順位ですね。しかし時代は変わってきたのではないかと。政策金融の在り方をめぐっても、そこに時代的にそごがあるし、金融情勢も変わってきているので、第一地銀、第二地銀、それぞれ相当に資金が余っている一方で、彼らは介護事業を成長産業として考えていますから、協調融資もいいのだけれども、代替財としての部分も考えていかないといけないのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

○厚生労働省（石垣課長） お答えになっているのかどうか、ローカルルールの一環と広く言っているのか分かりませんが、社会福祉施設を作るときに融資があるわけですが、まず、施設を作るときに所轄庁が審査をするわけなのです。そのときに、これも地方銀行協会からお話があったことなのですから、所轄庁が、両方選べるという形なのにもかかわらずWAMを優先してくださいというような指導をするという話があったのです。厚生労働省としては、それは制度上別に望んでいるものではないので、先ほどの役割分担でということはあるけれども、それを無理強いするつもりはないものですから、今月、ちょうど全国会議がありました際に、資料にも載せたのですが、融資を受ける際にWAMを優先するような一部の自治体があるようですので、そういうことは排除をしてくださいということをお願いしているところです。

所轄庁の誤解かもしれませんが、方針かもしれませんが、そういったものがなくなってくれば、また状況も変わってくるのかなと思っています。民間の方から借りるときだけの所轄庁の審査が殊更厳しいということはないと思っています。

○林座長 ほかに論点がございますので、審査の話というよりは、むしろ福祉医療機構が民業補完であるならば、担保の設定の手続きは同じにすべきではないかということ、今回申し上げているわけですので、是非フラットに御検討いただければと思います。

ほかの先生から、いかがでしょうか。

大田議長、どうぞ。

○大田議長 今日ありがとうございます。

幾つかあるのですが、一つは、フォローアップ事項の16で、自治体に「各種サービスの需要を的確に把握して、需要量を把握する」と。これに対して、ヒアリングしますと、自治体が的確に需要量を把握しない、つまり負担を減らすために、例えば小規模多機能であるとか定期巡回とか、本当は必要性の高いものをあえて入れていないという声が幾つかあるのですけれども、これについてどうお考えかというのが一つ目です。

頂いた資料の12ページ、社会福祉充実財産の算定式についてなのですが、減価償却費というのはどうやって計算しているのか。また、社会福祉充実残額があるかないかについては、必ず公認会計士がチェックしているのかが二つ目です。

それから、フォローアップ事項の17で、指定管理者の公募要件に、「理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体に対して通知する」と。通知していただいているにもかかわらず、公正取引委員会の調査などでも実効性が上がっていないようですが、通知した後のチェックはどうなさるのでしょうかというのが三つ目です。

たくさんあってすみません。最後、厚生労働省で特養待機者の人数を再調査していると伺っていますが、この集計結果はいつ出されるのでしょうか。

以上、簡潔で結構ですので、お願いいたします。

○林座長 4点ありましたので、順番にお願いします。

○厚生労働省（佐藤課長） 高齢者支援課長でございます。

4点あったかと思えます。答えられる部分と答えられない部分がございます。1番の事業量の話は、前回総量規制のテーマがあったときに出了ものの延長線だと思っていまして、私の担当外になるのでございますけれども、そこは今、この場でお答えしかねる部分がございます。

○大田議長 後で結構です。

○厚生労働省（佐藤課長） では、後にします。

4点目の、特養の待機者、あるいは私どもは入所申込者の調査をしております。これについてはまとまり次第公表させていただきたいと考えております。

○大田議長 それはいつなのでしょう。

○厚生労働省（佐藤課長） これはいろいろな作業がございまして、今すぐにいつということは申し上げられません。できるだけ、まとまり次第速やかに公表させていただきたいと考えております。そういう状況でございます。

○厚生労働省（石垣課長） 減価償却のところについては、これは公益法人制度とも同じなのですけれども、会計上決まったやり方がありまして、例えば建物であれば39年などにわたって評価を均等に減らしていくとか、そういう決まった評価に基づいて対応しています。

社会福祉充実残額の計算をした場合の確認ですけれども、これは公認会計士かあるいは

税理士です。地方ですと公認会計士もいらっしゃらない場合がありますので、専門家ということで、公認会計士か税理士に計算を確認していただくということになっています。

通知のフォローアップですけれども、これは公正取引委員会の方が昨年出された報告書にもあったと思うのですが、私どもは通知も出しましたし、全然そういうやり方をすることは望んでいないのですが、社会福祉法人制度に限らず、地域の自治体の公有財産を、その自治体がどういように取り扱っていくのかという全般の問題でもあるかと思えます。私どもの立場で何かお願いをする機会があれば、そこはよく会議の場でお願いをしたり、確認をしたりということはしていきたいと思えますけれども、私どもがお答えするべきものではないのかもしれませんが、最終的には、地方自治体がどなたにお願いをするのかという判断もあり、そこは何とも言えない部分もあるかと思っています。

○林座長 ありがとうございます。

関連なのですけれども、これは福祉施設に係る指定管理者制度の運用に関して地方自治体向けに厚労省が平成26年9月に出された通知について、公正取引委員会が28年2月に行ったアンケートによると、78.4%の自治体がこの通知を受けても特に検討していないとか、見直す予定がないという回答を出されているという点についての御質問だったわけなのですが、今のお答えの中で、必要があれば厚労省としてもこの点についての説明を自治体にしていくとおっしゃったわけなのですが、26年9月に通知されてから現在29年の3月時点まで、厚労省としてこの通知を出した後どのようなフォローをされましたか。

○厚生労働省（石垣課長） また改めて確認はしてみますが、特にフォローはしていません。

○林座長 フォローはしていないで、この通知が自治体において認知されていないという現状を受け、厚労省としてはフォローの必要をお感じになりますか。

○厚生労働省（石垣課長） この場ですぐ回答することは難しいですけれども、私どもの出した通知と、それを地方公共団体の方がどう受けとめられて、どういう状況になっているのかということを確認しまして、必要があれば何か必要な対応をしていきたいと考えております。

○林座長 規制改革で、私どもが答申をしたのは、必要があるから通知をお願いしたわけですし、通知が伝わっていないのであれば、それを実効性たらしめるような措置を重ねてお願いする必要が出てくると思えますので、是非厚労省におかれましても検討していただきたいと思えます。

○厚生労働省（石垣課長） 先ほども申し上げましたように、地方自治体が持っている財産を、どういうところに指定管理をさせて、どういう取扱いをするのかにつきましては、なかなか私どもだけで決められない、自治体の御判断も入ってくる部分だと考えておりますので、その辺のところも兼ね合わせて、御指摘いただいたことも含めてよく検討してまいりたいと思えます。

○林座長 個別の選択を申し上げているわけではありません。イコールフットイングの点

で、公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう指導する責務が国にはあるのではないかということで答申したわけでございますので、それを実行できるような通知の在り方でなければ、閣議決定どおりに対応が行われたという評価は見直す必要が出てくるかと思えます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、本日、お話のあった社会福祉充実財源の有効利用についてなのですが、本日のこの資料2-3の11ページのところでは、一番下のところに「社会福祉事業」という楕円の円があるわけです。ただ、ここには具体的に、職員の処遇改善などが含まれているということも書かれていませんし、第1順位にあるということも書かれていません。これは図を1枚におまとめになったせいなのかもしれませんが、少なくとも昨年の夏、秋の段階では、そういった声に応じての施策であることが分かるように、厚労省のポンチ絵にも書き込まれておりました。ここはトーンダウンしてしまったのでしょうか。この内部留保を、本業である社会福祉事業に充てる、また、現在における喫緊の問題である職員の処遇改善などに充てるといったことについて、それを実現するため、この社会福祉充実計画の承認において、厚労省としては、どのように指導監督されていくおつもりなのか、できるとお考えなのか、その辺をお答えいただけますでしょうか。

○厚生労働省（石垣課長） ありがとうございます。

私どものほうも説明が足りなくて恐縮でございましたけれども、また追って資料は出させていただきますと思います。社会福祉法の第55条の2で、社会福祉充実残額が出たときの計画の検討の優先順位が具体的に記載されておりまして、第55条の2第4項ですが、1号が社会福祉事業、2号がいわゆる地域公益事業、3号が公益事業ということで、その優先順位で検討するということが法律上で明記をされています。まずそれが一つです。

それから、社会福祉充実計画については、通知を今年1月24日に出してございまして、その中で、福祉・介護人材の確保定着を図るために、職員の処遇を充実させる事業の実施について、可能な限り優先的に検討されることが望ましいということが書いてあります。さらに、そのときの計画の記載の具体例というの、その通知の中に示してございまして、ここでは、先ほど申し上げましたような賃金などの向上ということで、職員に対する給与等の増額、一時金の支給とか、資質向上のための研修費用の支給とか、サービスの質の向上のための新たな人材の雇入れとか、そのほかいろいろ書いてあるのですけれども、そういったものを具体的に明記した通知を出していますので、あとはそれを指導の中で、実際に行われているのか確認したりしていくということで進めてまいりたいと思ひます。

○林座長 ありがとうございます。

この職員の処遇改善の問題というのは、この介護サービスの在り方を見直していく上で、非常に大きな重点と、私どもも理解しておりますので、ただいま御説明いただいたような通知の実効性が上がるようなPDCAを回していただければというように期待いたします。

川渕専門委員、どうぞ。

○川渕専門委員 再投下対象財産についてですが、自己資本比率22%とか、修繕費割合は

都合7,000法人のアンケート結果を踏まえての数値かと思うのですけれども、一体全体、これだけのパーセンテージを引いてどれぐらいの余剰金が出ると予測されているのですか。

このようなことを聞くのは、養護老人ホーム、それから、軽費老人ホームのA型の建て替えに窮しているところが多いとされるからです。で、先ほどの優先順位のところで、少し余剰金が出ればまずは社会福祉事業へという話がありましたが、一体全体そういう余剰に回せるのかどうか。機械的シミュレーションをされているのかどうか一点です。

もう一つは、若干専門的ですが特に東京都は非常に特養が足りなくて、足立区とか練馬区とか大田区は促進係数ということで、補助金を割増ししているのです。そのときに、先ほど大田議長から減価償却費の話が出ましたが、東京は特殊だと思うのですけれども、建築単価の上昇率に地域特性のような要素を鑑みているのでしょうか。

○厚生労働省（石垣課長） ありがとうございます。

今、2点頂きました。シミュレーションということでは、結論から申し上げますと、特にはしておりません。今回初めて作った計算式ですので、実際に法人の方々、毎年収入や余剰の財産も違いますので、そこは実際に出てきてみないと分からないので、どのぐらいかというのを私どものほうで予測をしているわけではありません。それが1点目です。

2点目ですけれども、この計算式、将来的には、係数も含めて、いろいろと見直していく余地というのはあるかと思えますけれども、今回は全国一律で、とにかく制度をしっかりと導入して、標準的な姿でまずやってみていただいとっておりますので、地域ごとのものは特に反映するようにはなっておりませんが、もともと都会ですと、いろいろな建物を作ったときの価格が高いとか、土台になる事情が違うというところから、それが反映されてくるものはあるかもしれません。例えば都会の計算式とか地方の計算式とか、そういう形で分けているわけではありません。

○川渕専門委員 特養は地域特性を鑑みた建築単価がありますが、全くここは捨象してやっておられるのですか。

また都合7,000法人から一定の数式が出てきたのだったら、何故機械的試算をやらなかったのか、いかがでしょうか。

○厚生労働省（石垣課長） まず、その計算のところですが、特養の場合は、個別のところはあると思いますが、社会福祉法人を運営している種別というところで言いますと、ほかにも保育園であったりとか、障害者の施設であったりとか、いろいろとあるものですから、もちろん将来的には、施行してみた状況によって、また検討しなければならない場合もあるかもしれませんが、全体を一律としております。その場合に、国土交通省から出されている建設工事費のデフレーターというものがあまして、それで過去から全体で見た場合に、どのぐらいのデフレーターが必要なのかということでやっておりますので、そこは客観的な数字とっております。

○川渕専門委員 国土交通省の建築単価を使って算出された上昇率ですか。

○厚生労働省（石垣課長） はい。

○川渕専門委員　そうですか。

○林座長　江田座長代理、どうぞ。

○江田座長代理　IT担当者として、こちらの資料2-1の1ページ目の4番目ですか。システムの構築をされているということなのですけれども、厚生労働省におきましては、全国の社会福祉法人が受けている補助金の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示することになっております。今、システムを構築されているということなのですけれども、私のような一般国民でも実際にどの程度の補助金を受けているということが分かるような形のインターフェースになっているのかどうか心配なので、御質問させていただきます。

○厚生労働省（石垣課長）　ありがとうございます。

まず、順序から申しますと、私どもは御指摘を頂きましたので、社会福祉法人の会計基準といいますか、会計のルールを省令で決めているのですけれども、その区分の中で、一般の収入なのか、補助金の収入なのかということのを仕分けできるような形にまず区分しまして、その区分ごとにとれるようにデータを入力する欄を設けて、それで報告をしていただくようにしています。ですから、お答えとしては、そこは分けられるようになっていきます。

○江田座長代理　それが国民が見て分かるような形で開示されるという理解でよろしいですか。

○厚生労働省（石垣課長）　客観的に財務諸表の中で区分されている形で出てきますので、一般の財務諸表自体が分かりにくいということですが、また別ですが、民間の会社などが使っている財務諸表と同じようなものでやっていて、その中で、あえて一般と補助金で分けていますので、大丈夫ではないかとは思っています。

○江田座長代理　会計士の方でないと分からないようなフォーマットですと、なかなか国民に分かりやすく開示するということに沿っていないような感想を持ったのです。

○厚生労働省（石垣課長）　現況報告書というものも公表する書類の一つに入っているのですけれども、今はまだパブリックコメント中なのですが、透明性の確保に向けた取組状況という項目を設けていまして、その中に、事業運営で公費をどれだけもらっているのか、施設設備に関して公費をどれくらいもらっているのかというのをまとめて書く欄がありますので、そこを御覧いただければ、まとめてその法人は幾らもらっているのかというのは分かると思います。

○江田座長代理　是非分かりやすく、一国民が一元的に把握できるように、よろしく願いしたいと思います。

もう一つ、いろいろな方からお話を聞いていると、第三者評価に関しても気になっております。2ページの11番、ここは閣議決定どおりに実施されているということなのですけれども「前年度以上の受審率を目標とし」ということになっておりますが、いろいろなデータをこの会議で勉強させていただきますと、そこが進んでいない状況が垣間見えております。この目標の着実な達成のために、厚労省さんとして、その都道府県に対して、具体

的な数値目標を設定することはお考えですかというのが1点目です。

2点目は、実際に事業者負担がすごく高いと聞いておまして、補助金がないと受ける人が増えないみたいな状況もあるようなのですが、どのようなインセンティブを事業者に対して行うことによって受審率を上げていくのか。そういったところをどのようにお考えでしょうか。

○林座長 どうぞ。

○厚生労働省（佐藤課長） 高齢者関係については、これまでもワーキング・グループの場ですとか、公開ディスカッションの場でいろいろ御指摘を頂戴しておまして、議論もさせていただいています。今、御指摘のあった2点のうち、1点目の数値目標については、繰り返しになりますけれども、昨年度の3月、ちょうど1年前に「前年度以上」という形で都道府県に周知をし、取り組んでいただいて、1年経つという状況でございます。先日の都道府県の会議においても、その1年目の取組を更に進めていただくように、全国の都道府県の皆様方をお願いをしているというところでございます。

2点目のインセンティブについてでございますけれども、これもこの場で何回か議論があったと思います。いろいろなことを検討していかなければいけないと思いますけれども、本来第三者評価と言いながら、その制度の趣旨、眼目は、自らのサービスの質の向上に努めるということでございます。そして、結果としてそれが情報公表制度などと、場合によっては連動ということも含めて、利用者の選択にも資するという観点も非常に大事だと思っています。

それから、努力した結果が、そういった意味でのまだ利用されていない方の選択に加えて、不断に今、利用していただいている利用者への提供するサービスの質につながっていくような形で、なかなか数が多いということと、そのものの性格からして、高齢者については義務化や財政支援みたいな議論もございましたが、非常にコストがかさむということもあって、私どもとしては、今、議論の中で出てきた中では、いろいろな手続の中で、いろいろな方々への説明責任をどう果たしていくのかという観点から、頂いた御指摘も踏まえて、今、検討している状況でございます。

○林座長 ありがとうございます。

第三者評価制度のより実効性のあるような在り方、見直しについては、この間の公開ディスカッション、また、本日も前半の議題で老施協様からも幾つもの御提言を頂きました。そういったことを踏まえて、この点についてもこれから取り組んでいきたいと思っています。

なかなか議論が尽きないところなのですが、時間もありますので、本日はここまでとさせていただきます。委員から御指摘のあった留意点につきましては、その実効性等について、これからも引き続き注視してまいりたいと思います。

本日の議論は以上でございます。

何か事務局からありますか。



○中沢参事官 次回のワーキング・グループの日程につきましては、追って御案内をさせていただきます。

以上です。

○林座長 ありがとうございました。

では、本日はこれにて会議を終了いたします。ありがとうございました。